

鳥取県手話言語条例（仮称）研究会（第3回）

日時：平成25年7月24日（水）午後1時～午後3時

場所：県庁特別会議室（議会棟3階）

（荒田） 失礼します。障がい福祉課の荒田です。ただ今から第3回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を開会いたします。開会にあたり日野障がい福祉課長より一言ごあいさつ申し上げます。

（日野） みなさんこんにちは。今日は第3回の研究会ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は前回論点テーマをあげさせていただきまして、活発なご議論をしていただいたと思います。それをベースにいたしまして、その修正案、それと前回、施策としてどういったものが考えられるのかというご議論もございましたので、現段階として、事務局として考えている条例の推進役となる施策について、ご説明をさせていただきたいと思います。それと今日西滝委員のほうから手話言語条例素案に対するご意見をいただいておりますので、それも併せてご説明いただいて、それから率直な意見交換に入っていただきたいと思います。今回も前回と同様に活発なご議論をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

（荒田） 荒田です。それでは、皆様方のお手元の配布資料の確認をさせていただきます。まず鳥取県手話言語条例（仮称）研究会第3回次第と書かれておりますホッチキス止めをした資料。もう一つ追加資料目次として書いておりますホッチキスで留めてある資料。それから配席図一枚もの。それから手話言語条例（仮称）案の説明会開催のお知らせという一枚のチラシ。裏面が条例案の概要としております。それから最後に直接この研究会と関係ないんですけども、来年鳥取県で開催される障がい者芸術文化祭の鳥取大会の愛称を募集しておりますので、そのチラシも付けております。お手元にありますでしょうか。本日委員の皆様のお出席の状況ですけども、次第の裏面に委員名簿を付けております。相澤委員、毎熊委員、鎌田委員、鳴原オブザーバーがご欠席と、書いておりませんが、急きょですが、星見委員様も欠席となっておりますので、ご報告いたします。もう一つ会議の中の注意点でお願いですが、発言をするとき、挙手と最初にお名前を名乗っていただくこと。発言は早口にならないようにということで、ご配慮をお願いしたいと思います。それではここからは小林座長様に進行をお願いいたします。

（小林） みなさんこんにちは。座長の小林です。どうぞよろしくお願いいたします。それではさっそく議論を始めていきたいと思います。先般事務局のほうから鳥取県手話言語条例素案と鳥取県手話言語条例素案の施策規定に対応する手話関連施策案が示されておりますので、まずこの内容について、事務局から説明をお願いします。

（日野） それでは私、障がい福祉課長の日野のほうからご説明をさせていただきたいと思います。まず資料をおめくりいただきまして、1ページから3ページまで、こちら前回の

論点に関するご議論をふまえた手話言語条例素案の修正版という形でお示しをさせていただいております。ただこれですと、どこが直ったのかというのが分かりにくいので、4ページから7ページにかけて見え消し版、どこが修正されて、どこが加わったのかというのが分かる資料をお配りしております。こちらに基づきまして、ご説明をさせていただければと思います。簡単にご説明するために修正した箇所を中心にご説明をいたします。まず4ページの1番の条例のコンセプトのところでございます。こちらは、確か西滝委員さんの方からご意見をいただいていたと思いますけれども、こちらはみんなで学び、共に生きる手話言語条例という形で、修正をさせていただいております。2番目の手話言語条例を制定する意義の部分ですが、まず3行目の修正は、これは文言を訂正するというか、主語と述語を合わせるというか、そういった言葉上の修正でございます。そこから6行ぐらい下に行きますと、1,880年のというくだりですけれども、こちら、前回のご議論の中で、ミラノの国際会議で手話教育を採用すべきだという決議がされたというご議論がありまして、そのあとにちゃんとバンクーバーで撤回されたということを入れるべきではないかというご意見がございましたので、こちらに入れさせていただいたということでございます。そのバンクーバーの文章の次の段落ですね。その最初に聴者という言葉がございます。前回、議論の中で、健聴者というべきか聴者というのか、耳が聞こえる人というのかというところで、いろいろご議論がございました。どの言葉でも帯に短したずきに長しというところもございますけれども、前回のご議論では、やはり聴者という言葉を使うべきではないかという声が大きかったかなということで、この素案上は聴者ということで統一をさせていただいております。次にちょっと飛びまして、5ページ目、5番目の手話の定義のところでございます。まず②の手話の範囲のところは、あえてこういうふうにかかなくてもいいという形で前回確認はとれていたと思いますので、②の手話の範囲は削除させていただくということで、それに伴って、そのあと①の手話の位置づけという小見出しがいらなくなりますので、それに伴う修正が入っているということでございます。続きまして、6番の基本理念のところでございます。こちら2行目に手話の普及促進について、不断の見直しを行い、その実施についてが加わっております。この趣旨は、ちょっと飛びまして、7ページの11その他のところでございます。こちら前回こういう形でお示しをさせていただきました。施行後5年を目途にして見直しを行いますよという規定でございます。こちらなんですけれども、県庁内にちょっと議論がございまして、見直しは当然必要なときにやって参りますけれども、たとえば5年とか3年とか機械的にやっていくものではなくて、やっぱりその都度、必要に応じて見直していくべきではないかというご意見がございまして、ただ一方で見直しは必要なときにするのは当然だという議論もございます。ですので、基本理念の中に、不断の見直しを行っていきますよという文言を加えてはどうかという形で今修正をさせていただいております。続きまして、7番の障がい者計画のところでございます。こちらの2つ目の段落でございます。県は手話に関する総合的な施策の策定及び実施状況に

ついで関係者の意見を聞かなければならないと書きました。こちらは前回毎熊委員からだだったと思いますけれども、たとえば施策の進捗状況をチェックするのに、第三者機関を設けてやるとかいろんな方法があるけれどもというご議論がございました。それでどういう形にしようかなと思っておりましたが、たとえば障がい者計画というのは、県単位で言いますと、障がい者の施策推進協議会という協議体が意見をするという法律上の位置づけになっております。そこの中でも当然実施状況のチェックについても守備範囲に入ってきますし、障がい者計画で手話の関係の施策を書くときに当然ろうの関係者の方々のご意見を聞かなければいけないし、進捗状況も報告しなければならないというのは当然なことだと思いますので、この障がい者計画の中に、こういう文言を入れて、施策の進捗状況をチェックしていくという機能を持たせてはどうかというふうに考えております。続きまして6ページでございます。上の③番のところで、これは確か大谷委員からだだったと思いますけれども、事業者、事業主という書きぶりのお話がございました。それで条例上はいろんな書きぶりがあるんですけども、事業者という場合は、事業を行う主体を指すということでございます。ですので、個人事業なら個人、法人事業であれば法人を指すということでございます。一方で事業主という言葉はオーナーという意味がございますので、そういう意味で言いますと、ここに一番ふさわしいという意味では、やっぱり事業者ということではないかということで、事業者という形に修正をさせていただきました。あと下の④と⑤の最後の部分で、努めなければならないとか努めるものとするという形で、ちょっと表現が統一されていなかったところがございますので、こちらは努めるものとするという形で共通してはどうかというふうに修正を入れております。9番目、手話の使用に関する環境の整備等というところがございます。まずアのところでございますけれども、聾学校と書いていたところを取って、鳥取聾学校等というかたちで、個別名称を書くという形にいたしました。あと手話を必要とするというところは、確か西滝委員のご意見だったと思いますけれども、削除するべきということで、削除をさせていただいております。それとイという項目を新しく立てました。こちらは上のアの方は、ろう児の関係ですけれども、イのほうは、耳が悪くはない。聞こえるという子どもたちを含めてという意味でございますけれども、県は学校教育において、児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとするという形で、一項を加えさせていただいております。②番ですけれども、手話通訳者の確保・養成の部分につきましては、こちらの表現の適正化ということで修正を入れております。3番目の県民への手話の普及、手話に関する環境の整備というところですが、こちらは項目名と中身のちょっとずれがあったので、手話に関する環境の整備ということを項目に表現させていただきました。あとは基本的には、表現の適正化ですけれども、あともう一点、手話による情報発信できる環境の整備というところもちょっと落ちていましたので入れさせていただきました。あと6番でございます。文化としての手話の部分ですけれども、こちらは手話を使う県民と書いておりました

が、そこは削除するべきということで削除いたしました。最後7番の財政上の措置でございますけれども、こちらでは、県は手話に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるという旨を書かせていただいたところでございます。素案の関係の修正点は以上でございます。引き続きまして8ページ。8ページの手話関連施策でございます。資料の一番上の方にも書いてございますけれども、これは今事務局として条例をもちろん出しっぱなしではなくて、必要な政策もセットで考えていかないと、なかなか施策が進まない。実態が変わらないという現状がございます。ですので、当然条例と施策はセットだと思っておりますが、ただこの施策案は、まだ財政当局とか実際に担っていただく団体とかそういったところと調整をしたものではなくて、あくまで事務局として、今こういうことを考えていきますというものでございます。ですので、その前提でお聞きいただければと思います。それでこの資料ですけれども、大きな項目としては、1から6まで種類がございます。この1から6は、先ほどの素案の9番の手話の支援に関する環境の整備等と6ページの真ん中ぐらいですが、ここの1から6の部分に対応する形で施策の整備をさせていただいております。それでは中身の方に入らせていただきますけれども、まず1つ目の教育面における手話に関する環境の整備というところでございます。まず(1)になりますね。こちらは主にろう児に対する環境整備の部分でございます。こちらは施策案として、主に4つございまして、まず現在鳥取聾学校の地域支援部でも地域のろう児に対する支援を行っておりますけれども、こちらを充実させていくと。聾学校で実施している0歳からろう児、親への支援をしていくというのが1つ目。2つ目は、鳥取聾学校の教職員の方々、今でも研修会とかに参加していただいておりますけれども、これをより一層進めていって、積極的に手話研修会に参加していただいたり、また手話に関する資格取得に対する支援、こういったものも考えていきたいと考えております。3番目といたしまして、手話ができる教員を配置・採用も進めていきたいと考えております。あと4番目、これは聾学校の基本的に中ということになりますけれども、会議とか研修会に手話通訳者の方を派遣して、ろうの先生でも意思疎通ができるように支援をしていくということでございます。続きまして、(2)。これは聾学校ではなくて、普通の小学校とか中学校とかのそういったところのお話でございます。ここは今の素案ですと、学校教育において、児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるというふうに書いておりますが、それに対応する施策といたしまして、まず1番として、手話教育推進のコーディネーター。こういった方を配置してはどうかということでございます。一般の学校で、いきなり手話をという話になると、現場の先生方も戸惑ったりしますので、こういう形で進めていったらいいのではないのでしょうかというような提案できるような学習教材とか手引書を作ったり、それを担っていただくコーディネーターを設置していくと。こういったことを考えてはどうかということでございます。2番目といたしまして、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校、こういったところに対しまして、聾学校の先生とかろうの方々による

出前講座、こういったものを開催して、手話に対する理解、ろうに対する理解を深めていくと。こういった取り組みをしてはどうかということでございます。3番目といたしまして、聾学校の幼児・児童・生徒、こういった方々とのいろんな交流学習というのを進めていってはどうかということでございます。続きまして、2番目の項目で、手話通訳者の確保・養成という部分でございます。1つ目ですけれども、現状今、手話通訳者の方というのは33名いらっしゃいます。今の計画上は26年度、来年度42名にしたいというふうに考えていますけれども、こちらを拡充して行って、手話通訳者の方をまず数として増やしていきたいと。そういった施策を打っていききたいということでございます。2番目といたしましては、その手話通訳者の方々のレベルアップ、スキルアップを支援するための研修とか指導者養成の研修を実施してはどうかというふうに考えております。3番目といたしまして、単純に手話通訳者の方を増やすだけではなくて、インセンティブを与えたいなということでございますけれども、手話通訳者の方の報酬を引き上げたいなというふうに考えております。現状は、県は1時間に2,000円なんですけれども、ちょっとどこまでということがあるんですが、そういったところで報酬の引き上げを考えていきたいというふうに考えております。3番目といたしまして、県民への手話の普及、あと手話に関する環境の整備ということでございます。施策案といたしましては、まずは普及啓発事業として、まず1番として、あいサポート運動の推進でございます。2番目、手話に関するシンポジウムの開催などを検討したいなというふうに考えております。9ページ目にいきまして、手話条例を紹介するようなDVDとかチラシとか一般的な普及啓発系のグッズを用意してはどうかということでございます。4番目として、テレビCM、新聞、フリーペーパー、県政だより、こういった広報媒体を使った手話言語条例なりの普及啓発事業をやってはどうかということでございます。次に環境の整備、手話に関する環境の整備ということでございます。まず1つ目として、ICT、要するに情報通信技術を使った意思疎通支援というものでございます。手話通訳者の方、もちろん重要なんですけれども、ろうの方々がたとえばiPadとか情報端末を持っていただいて、それでいろいろと移動していただきますけれども、その移動先で、テレビ電話を使った遠隔地の手話サービスとか、そういったものやってみてはどうかというふうに考えております。ただこれは全然調整をしていないので、ちょっとどこまでできるかということはあるんですが、そういったものを導入してみて、どこでも手話が使える環境の整備を目指してみてもどうかというふうに考えております。2番目といたしまして、聴覚障がい者センター、現在県と市町村とろうあ関係の方々と、意見交換を行っているところでございますけれども、これが成就したあかつきには、こういったところに対する支援というものを考えていきたいというふうに考えております。3番目といたしまして、県民の方々に手話に親しんでいただくという最初の入り口段階の簡単なミニ講座的なものやってみて、手話を覚えようという方々の間口を広げてみてはどうかというふうに考えております。4番目といたしまして、たとえばろうの方を雇った企業さ

んで、たとえば手話の学習会をやる場合の費用助成とか手話検定の受講での助成などこういったものを考えてみてはどうかというふうに考えております。5番目といたしまして、地域の手話サークルに対する助成事業、こういったものを考えてみてはどうかということでございます。6番目、行政の窓口担当者ですね。県・市町村も含めて、そういった担当者向けの手話講座。こういったものも考えていきたいというふうに考えております。7番目といたしまして、ろう児を養育する聴者ですね。基本的には親だと思えますけれども、そういった方々の手話講座を受けるときの助成。こういったものもやってみてはどうかということも考えております。あと手話通訳者の派遣事業、9番目として、これはたぶん予算はかからないと思えますけれども、まず隗より始めよということで、県庁で率先して、手話を学ぶ活動を実施してはどうかというふうに考えております。続きまして4番目の柱ですけれども、県の手話を用いた情報発信というところで、1つ目の知事の定例記者会見のネット中継に手話の通訳を入れてみてはどうかというふうに考えております。2つ目といたしまして、前回、確か西滝委員さんだったかと思えますけれども、兵庫の例だったか、県主催のイベントで、一定の規模以上のものについては、自動で手話通訳がつくというお話がございました。こういったものもちょっと鳥取県でも検討してみたいというふうに考えております。あと5番目、ろう者の方の活動の支援という意味では、たとえば手話フォーラムなどやっていますけれども、こういったものの開催支援なども考えていいのではないかと考えております。最後文化としての手話というところですが、これは全然決まっているわけではありませんが、たとえばろうの方とか手話通訳の方とかで構成するような手話研究会みたいなものを設けて、それで鳥取県の手話を維持発展させていくというような役割を担っていただくと。それに対して県でも支援をしていくということを考えてみてはどうかというふうに考えております。施策の関係は以上です。10ページから12ページにかけまして、第2回の研究会の主な議論につきまして書いておりますので、そのあたりも一緒に参考としてご覧いただければと思います。以上でございます。

(小林) はい。ありがとうございます。先ほどちょっとご紹介がありましたけれども、西滝委員より追加資料が出されております。追加資料をお手元に出していただきまして、これに基づいて、西滝委員さんよりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

(西滝) 西滝と申します。前回の議論の中で、きちんと素案をまとめていただきまして、本当にありがとうございます。私の申しあげたことがほとんど盛り込まれているということで、非常に安心をしております。ただもう少し補強したいと思っているところがありまして、理由としては、やはり条例ですので、あとあと残るものであるということ。そしてまた歴史上初めてのことでありますので、これが基本となって、全国的にモデルにされるだろうと思っています。ですから、確固としたものがないような内容で作っていただきたいということが理由としてありまして、補強をという意味で提

案をさせていただきます。知事のおっしゃっていらっしゃる手話の言語性を認めるとのこと。そしてもう一つ環境整備。この環境整備という部分について、私は特に補強をさせていただきました。文書でいう3ページになります。資料の3ページになります。四角の9番目のところ、手話の使用に関する環境整備等という部分ですけれども、その部分を補強しています。順番に説明をさせていただきますと、まず①の教育の部分。実は1回目も2回目も議論の中で、聾学校の話が出ていたんですけれども、考えてみますと、聾学校に行かないろうの子どもも非常に多くいるわけです。そういう子どもが非常に増えているという状況があります。私もそうで、私はまず養護学校に通いまして、そのあと地域の学校に転校しました。それからずっと一人ぼっちで、友達もいなく、勉強もわからないし、先生との約束で、とにかく毎日図書室に行って、本を借りて、本を読むこと。本を読んで感想文を書くということ。それだけの約束で、ずっと小学校6年間をそのような感じで勉強したということがあります。そして中学になって聾学校の存在を知りまして、先生の紹介で、土曜日だけ聾学校に通って、そこで手話を始めて見て、手話を覚えて、友達もたくさん作ることができて、コミュニケーションもとれるようになったわけです。本当に自分がなんと言いましょか、人格が中学のときに手話を覚えたことによって、集団・仲間ができて、そしてコミュニケーションを取ることができたということが言えます。やはり人格形成の上で非常に大きな変化があったと自分の経験上言えます。そのような聞こえない子どもたちが一人ぼっち・ほったらかしになっているということもなくしていきたいということを考えて、アのところで、聾学校において、ろう児が手話を学び、また手話で学ぶことに対する障壁となるものがある場合、その障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をするという文章を書かせていただいております。これは聾学校の枠を超えたらう児に対することについて言えます。そしてイの部分ですけれども、聾学校の話になりますけれども、やはり手話を習得した教職員を配置することが非常に大切だろうと思っております。その言葉を付け加えました。それからウの部分、子どもだけではなく、親も手話を学ぶことができるように、家族支援の文章を加えております。そのあたりが教育面における部分で補強した部分になります。そして2番目、手話通訳者の確保・養成についてですけれども、やはりこれは大切なことはろう者がいつでもどこでも無料でという言葉が必要だろうと思っているわけです。いつでもということは緊急時にもなります。たとえば重病で通訳が必要な場合があったり、どこでもという場合になると、地域を超えた、たとえば大きな病院に行ったときですとかというところになりますし、これは鳥取県の条例になりますので、県内はくまなくカバーができるのだらうと思っておりますけれども、たとえば隣の島根県ですとかに参るときに通訳が必要かなと思うところもありますので。あるいは無料でというところ、これは国も手話通訳は無料であるとはっきりと認めておりますけれども、条例でも無料でという言葉を入れていただきたいと思っております。そして3番目です。手話の普及についてというところですが、元の案はろう者が手話を使えるという文になっていまし

たけれども、ろう児及びろう者。子どもも大人もという意味で、ちょっと表現を膨らませております。そして4番目ですけれども、行政の機関、その中で合理的配慮について書いています。県の施設について、手話通訳が必要であったり、手話の情報が必要だという場合は、合理的配慮をしなければならないということを書いてあります。そして次、新たに6番という項目を付け加えました。これは何かというと、1回目も2回目も少し話が出たところですが、働く場面です。働く場面における保障についてですけれども、事業者に対する負担をさせるのは難しいことがあると思います。ですから、事業者を支援するために必要な施策ということで、県が事業者を支援するためのシステムを作ってくださいということが必要だろうということで、書き加えております。そういうことで、いくつかの補強をさせていただきました。また後で皆さんのご意見をお伺いできればと思います。

(小林) はい。ありがとうございます。事務局ならびに西滝委員さんより説明をいただきました。ただ今から2つの説明につきまして、皆さんから活発なご意見をいただきたいというふうに思いますけれども、いかがいたしましょうか。条例の素案、前段は前回までの議論をふまえて、かなりご意見は取り入れたということで、素案の修正はされております。おそらく議論の中心は、今の説明にもございましたように、手話の使用に関する環境の整備等のところが少し意見が出るころかなと思いますので、まずとりあえず9番の環境の整備等までのところで、事務局の説明その他で、ご意見・ご質問がございましたらお願いをしたいと思います。はい。どうぞ。

(石橋) 石橋です。前回の会議で、健聴者という表現をするのか、聴者という言葉を使うのかという議論で、聞こえる人という表現を使うのかという、いろいろな議論が出ておりましたけれども、その中で、私としては、あえて聴者がいいのではないかなという意見を申しあげたんですけれども、よくよく考えてみますと、聴者という言葉という漢字から見ると、聴くという漢字でできています。聴者ということを考えると、ろう者も含まれてしまうのではないかなと考えてしまったわけでして、聴者という漢字、聴くという漢字、心で聴くというときにもこの漢字を用います。心でものを聴くという場合、聞こえる人だけではないわけで、単純に聞くという字、新聞の聞という漢字であれば、確かに聞こえる人に限定されますけれども、この聴者の聴くという漢字は、目で聴く、心で聴く、そのような意味でも利用する、使用するわけですので、そう考えると解釈として、聞こえる人だけの言葉ではないのではないかなという気持ちも出てきたところです。もう一つは一般的に、鳥取県の手話言語条例ですけれども、広く県民に普及していくということを考えないといけないということもありますので、やはりいい言葉がなかなかちょっと思い浮かびません、聞こえる人という表現がいいんじゃないかなと、今のところ先般の会議から考えてきましたので、聴者という意見を出しましたけれども、訂正させていただきたいと思います。

(小林) 少し前回の意見を変えたいということなんですけれども、県としては、前回の議論をふまえて聴者という言葉を使っていきたいというご説明がありましたがいかがでしょ

うか。この意見。はい。どうぞ。

(戸羽) 戸羽です。私も前回聴者のほうがいいんじゃないかなという意見を出しましたけれども、石橋委員の話を聞きまして、どちらがいいと確かに判断が迷うなと思います。全日本ろうあ連盟の関係者の方のほうが広く情報をお持ちだろうと思いますので、参考として意見をいただけたらと思うのですけれども。

(小林) はい。どうぞ。

(西滝) 前回、資料をお配りしておりますが、全日本ろうあ連盟の案には、障がいのない者、このような言葉で表現がされております。障がいのない者という表現でいいのかとどうなのかという部分にもなりますけれども、皆さんの意見をいただきたいところではあります。障がいのない人というのは、手話言語法案上、聞こえる人になるという意味になるんですけれども、皆さんの意見を伺えればと思います。ですので、聴者という表現ではなく、障がいがない者という言葉で表現をしています。つまりこの内容では、聞こえる人を指すわけですからいかがでしょうか。

(小林) 前回の議論からの話ですけれども、ろう者という言葉に対して、その反対語という意味でどういう言葉を使ったらいいかというお話がございましたよね。その場合、今のようにろう者に対して、障がいがない者でよいのか。あるいは聴者でよいのか。あるいは健聴者がいいのか。少し議論をしたいと思いますけれども。前回の議論でいうと、健聴者というのはあり得ない感じですかね。はい。課長。

(日野) 障がい福祉課長の日野でございます。色々ご意見が出ておりますけれども、ちょっと直感的に申しあげますと、障がいのない者という話ですと、それがイコールろうに対する反対語という感じにはならないかなというふうに。すいません事務局としては、条例をすぐ考えてしまうので、条例だと言葉の定義がちょっと重要になってきますので、障がいのない者というのは、あまりフィットしないのかなという感じがしています。であるのであれば、例えば、ろうでない者とかそっちの方がすっきりするかなと思います。すいません。事務局として発言させていただきました。

(小林) はい。

(石井) 日本財団の石井です。ちょっと前回欠席しておりましたので、一応、議事録は読んだつもりなんですけれども、ちょっと的外れのことだったらお許しをいただきたいのですが、ろう者とそうでない方といった場合に、たとえば聞こえないけれども、手話は使わないという方、いわゆる難聴の方もいらっしゃると思うのですけれども、ろう者と聴者といった場合ですと、難聴で手話を使わない方という存在というか位置づけがどうなっているのかということがちょっとあまりはっきりしなくなるのかなという可能性もあるのではないかなと思ったりいたしました。ちょっと結論のあることを申しあげられないんですけれども、そういった点も考えて、言葉は考えないといけないかなとちょっと思った次第です。

(今西) すいません。メッセンジャー代表今西です。ここのこの場にこれがいいのかどうかかわからないんですけれども、前回の会をふまえて、そのあとNHKの番組で題名がろう

者と聴者という漢字を用いた番組を見まして、やっぱり全国的にこういう形なんだというふうにすごく納得をしたので、この漢字の意味まで考えてとなると、本当に言葉は難しいなと思ったんですけど、NHKという国のテレビですので、そういうふうに使っておられるということは何かあるのかなと思って感じたので、すいません。一応発表させていただきました。失礼します。

(小林) はい。ありがとうございました。そのほかご意見ありますか。はい。どうぞ。

(中西) 中西です。前回の会議では欠席してまして、大変ご迷惑をおかけしました。前回の議論の内容は、私も議事録のほうで読ませていただきました。皆さんが意見を出されたように聴者だからというふうな言い方もいいのかもしれませんが、よく使われている言葉としては、やはり健聴者という言葉は私はよく使っております。小学生のテキストを読むと、聞こえる人、または聞こえる者という言葉も載っています。そちらのほうには、健聴者という言葉は載っていません。また県民に対するアンケートを集約したときにも聞こえない方々とか聞こえる皆さんというような言い方でアンケートも実施しています。私たち手話の講座を担当するときに受講生に対しては、健聴者という言葉で指導をしています。特に何も深く考えずにそういった健聴者という言葉を使っていたというのが実態としてありました。NHKの手話ニュースでは、聴者という言葉を使っています。ですから、それは私たちから見れば、ちょっと違和感を覚えるところもあります。特に聴者なのか、健聴者なのか、それは問う話をしていてもきりがないように感じますので、それは聞こえる方々が、聞きなれた、また私ども見慣れた言葉を選んでいただければいいのではないかなというふうに思っています。

(小林) はい。ありがとうございます。前回の議論の中でも、健聴者というふうにすると、健ろう者という言葉も出てきますよねというお話がありましたので、今の議論もふまえて、どの言葉を採用するのが一番条例という形の中でいいのかということをごとこで議論をするというよりも、もう一度事務局で、よく検討していただくということにさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは今のこと以外で、8番まで。今のところ。条例素案の8番までのところでご意見・ご質問ありますでしょうか。商工会議所の大谷さん、先ほどの事業者・事業主の説明はあれでよろしいでしょうか。

(大谷) はい。

(小林) その他いかがでしょうか。それでは後にいって、こちらのほうに戻っていただいても構いませんけれども、9番の手話の使用に関する環境整備等というところで少し議論を深めていきたいというふうに思います。そうですね。まず県の事務局から見え消しの形で説明されました内容について何かご意見等ございますか。はい。どうぞ。

(山本) 県の教育委員会、山本です。西滝委員から提案をいただきました。ありがとうございます。我々も前回の意見を伺って、一生懸命考えたつもりでありましたけれども、まだまだやはり不十分な点があったのかなというふうに思います。一つご質問がございます。案に書いてある規定というのは、かなり包括的、先ほど漏れがないようにとい

うご説明がありましたので、そういう意味で包括的になっているのだろうというふうにお聞きしましたけれども、今、事務局が提案しているイですね。イについては、先ほどご自身のご経験も踏まえてお話がありましたけれども、それは鳥取聾学校においての話だけではなくって、鳥取聾学校以外の学校も含めたところの話であるんだなというつもりで書いてあるんだなという理解しております。というのは、鳥取聾学校等、少しわかりにくいかもしれませんが、これは一般の学校の中にありますいわゆる特別支援、難聴の子どもたちの学級も含めたところの表現であろうかというふうに思いますので、単に先ほどおっしゃったことがこのイで包括的であるにしる、具体的かつすべてのろう児に対する配慮を示した、すべてのろう児に対する必要な環境整備の努力規定だと読めるのではないかなというふうに思います。そういう意味では、アがかなり包括的なものですから、この9の中で定める具体的なものは少し違和感といたしますか、レベルが違うのかなという感じがしました。もう一つは、新たにご提案いただいたウにつきまして、ウについても、実はイの中で、また手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に手話に関する情報の提供を行う。ここは提示が例示的でなく、限定的に今書いてあるんですけれども、ここを家族に手話に関する情報の提供を行うような支援とすれば、新たにウを立てなくてもよいような方向でいいのではないかなというふうに感じました。

(小林) 今の事務局から提案がありました案の中に、西滝さんが提案されておりますイとウの内容が含まれている。ですから、ア・イ・ウというふうに別にすると、重複する部分が出てくるという意味ですよ、というご意見がございました。いかがでしょうか。

(中西) すいません。文章が混乱しましたので、ちょっとページを言っていたくと、ちょっとどのところかなということがわかるんですけれども、今どこの場を指しておられるのかもわからなかったので、すいません。ゆっくり説明していただけるとありがたいです。

(小林) 今、議論になっておりますのは、事務局の資料でいうと6ページの9番の①のところ。それから西滝委員さんの追加資料で言いますと、3ページの9番の①。今のア・イ・ウに関連するところだと思います。

(中西) それですいません。こちら山本委員さんがおっしゃられたこともう一度教えていただけますでしょうか。大変申しわけございません。

(小林) じゃあもう一度お願いします。

(山本) ごくごくかいつまんでお話をしますと、西滝委員がおっしゃっているアとウというのは、イの中に包括されるのではないかと。ただ書きぶりは若干修正する必要があるかと思いますが、含まれているという理解で私はいるのですが、さらにこれをこう分けて書く必要があるかということについてご議論をいただきたいなというふうに思っています。

(小林) はい。西滝委員さん。

(西滝) はじめはアですけれども、読み方、読んだときに県及び市町村は、鳥取聾学校等とい

うふうになっていますけれども、気持ちが入って、聾学校だけというイメージにやはり取りやすい。それから聾学校は県立ですが、市町村にしたら、やはり市町村には関係ないという受け止め方になってしまうのではないかなと思いました。ですので、あえて県及び市町村の建てる学校、市町村の学校だったり、小学校・中学校であったり、そういったことも含めて、またその学校に在籍する児童のコミュニケーションが従来ほったらかしになっていた子どもたちを見てほしいという文章で書かせていただきました。ただその内容につきましては、含まれていると言われると、確かにそうなんですけど、受け止め方はより幅広く理解していただけるのではないかなというふうに思っています。私大阪におりますけれども、大阪の実情で言いますと、当事者が1,500人いますけれども、もう学校の500人が特別支援学校、それから500人が地域の学校というふうにいるような分散型をしているんですね。ですから全国的にも同じような傾向だと思えますけれども、聞こえない子どもたちが、地域の学校に通うということが非常に増えています。やはり、それがこのまま放置できないのではないかなというふうには、思っております。

(小林) はい。聾学校の中ではちょっと、見えてきにくいというか、あえて聾学校以外の学校での、ろう児に対する教育のことを最初に持って来たという意味でよろしゅうございますか。

(西滝) そうですね、順番では、まずイが、ア・イを逆にしてもらって、よろしいでしょうか。順番を逆にして頂きたいというふうには、思っております。

(小林) はい。後藤委員お願いします。

(後藤) はい。鳥取聾学校の後藤です。前回休んで申しわけございませんでした。今の9のAでございますが、鳥取聾学校という名前がきちんと出てきて、非常にありがたいかと、まず思っております。で、西滝さんの意見を入れますと、そのあとに、等を少し膨らまして、県及び市町村は、鳥取聾学校、その設置する学校。とすると市町村がその設置する学校にかかるというふうにすれば、この一文でいいかなと。今、西滝さんのおっしゃったことが、「ア」の中に包含されるのかなと思いますけど。実際、鳥取県も、同じように地域の小学校、中学校で学んでいる子どもが、本校、聾学校の数よりもたくさんいます。ですが、全てが、その子どもたちが手話を使っているとは、限りません。手話が、あまり必要ないので、地域の学校で学んでおると、いうような子どももいます。逆に、地域の学校で学んでいたけども、コミュニケーションが取れなくて、中途から聾学校に転入してくるというふうな子どももいます。そういう中で、今、話があった、聾学校等を膨らませて、市町村が設置する学校ということしていただければ、よろしいかなと私は思います。以上です。

(小林) はい。鳥取聾学校を少し膨らますというご意見ですね。今、先ほど、事務局の条例の素案に対してと言いましたけども、今、実質的に両方の議論になっておりますので、どちらでもいいですけども、どちらの資料のここというふうに言って頂けるとありがたいと思います。

(日野) はい。

(小林) どうぞ。

(日野) はい。障がい福祉課長の日野でございますけども、またちょっと事務局ですが、ちょっと西滝委員さんに、連盟案について、教えて頂きたい点がございまして、②の手話通訳者の確保・養成のところで、ろう者がいつでもどこでも無償で手話通訳者の派遣を受けられるという形で、修正が入ってございます。それで今の県の現状を申しあげますと、まず手話通訳者の派遣は、県が団体の派遣をします。個人派遣は、市町村という形で障がい者の地域生活支援事業で役割分担がなされています。県も市町村も、県は団体派遣なので、個人負担というのは、無いです。主催者の負担ということになりますから。市町村は、いずれも今現状で、無償で派遣をしていると、制度上は、そういう形で対応しているというふうに承知をしています。ただ、政治的なものとか営利目的のものとか、そういったものは、公費で負担しにくいので、無償というか、対象外というかたちに、現状なっております。たぶんこれは、どこもそうなんじゃないかなと思いますけども。西滝委員さん、連盟案の中で、いつでもどこでも無償でというときに、そういうのを現状そうなっておりますけれども、そういったものも、これはいつでもどこでも無償でという対象に該当するのかどうか、いつでもどこでも無償でのイメージをちょっと教えて頂けないかなと思います。

(小林) はい。よろしいでしょうか。はい。お願いします。

(西滝) それは簡単なことなんですけれども、今、皆さんがこの部屋に、無料で聞いていらっしゃるんですね。ろう者も無料だという意味になりますので、どういう場合に有料なのかということも、皆さんは無料で聞いていらっしゃるんですね。そのあたり、普通に受け取って頂ければいいと思うのですけども。はい。わかりますか。

(小林) 石橋委員。はい。どうぞ。

(石橋) はい。コミュニケーション支援センターふくろうの(手話通訳)派遣(事業者)の立場でお話をさせて頂きたいと思うのですが、基本的に、県および市町村が実施される公的な手話通訳の派遣については、原則無料となっています。そこ考え方、解釈は、無料として解釈しておりますけれども、ただ、宗教、政治活動、そのあたりの内容につきましては、公的派遣には、ちょっとなじまないという点がありますので、そのあたりは、整理して考えて頂きたいとは、思っております。ただ、いつでもどこでも、手話通訳の派遣の保障ができていくということ。一つ例を挙げますと、例えば、私鳥取に住んでいまして、鳥取県民がほかの県に行って、手話通訳を受けたい場合ですね。県外に行って、手話通訳を受けたいと思った場合、中部圏域、西部圏域との契約上では、無料で派遣をすることは、はっきり書いてあるんですけども、実際鳥取県の東部地区の場合は、無料ではない。しかも派遣に限定されるものがあるというふうに規定があるようです。制限があるようです。ですから、県外派遣の場合、県内でも地域によっては、無料になる地区もあれば、有料になる地区もあるということで、いつでもどこでも無料にしてほしいということを考えると、私としては、西滝

議員と考えは同じなんですけども。

(小林) はい。じゃ、事務局。お願いします。

(日野) すみません。今のご説明で、非常によくわかりました。ただ、実際問題、この今の書きぶりですと、個人派遣のところは、市町村になってしまうので、県の条例で市町村に対する、無償で全て対象にせよというふうに義務付けができるのかという問題が、出てきちゃっているかなと。県のほうは、多分あんまり問題がないのかなと思ってはいるんですけども、そういった意味で、条例上の県の条例が限界と言ったらあれですけども、そういったところの論点がちょっと残っちゃっているかなというふうに思っております。

(小林) はい。条例上の制約で、いつでもどこでも無償というのは、ちょっと難しい面があるかなということですけども、ご意見ありますか。

(西滝) 西滝です。手話通訳の制度については、国も無料でということをやっていますし、全国の99%以上の市町村で、無料で派遣を実施しているということが、実際にあります。そのような現状を見合わせると、県は市町村より上の立場にありますので、無料でということを書き込んで頂くということは、むしろ当然のことだろうと考えていますので、市町村に対するそのあたりの配慮については、この場合はいらぬのではないかと考えるわけですけども。

(小林) はい。

(日野) 県は、実を言いますと、市町村と対等の関係でございます。ですので、国とかの法律のレベルになると、県とか市町村の義務付けというのは、できるんですけども、それはあくまで国は単一、唯一の存在ということなんですけども、県は、市町村と対等の関係に実はなっていて、上下関係ではございません。ですので、それぞれを自分の条例で縛るということはできるんですけども、県が市町村を縛るとか、市町村が県を規制するとかそういったものは、努力義務というか、こういうことを進めましょうというぐらいの話であれば、問題は無いかと思うんですけども、これをやりなさいとか、こうしなさいという形の規制は、実をいうと、なかなかできないというのが、今の日本の地方自治の仕組みということになっております。

(小林) はい。事務局の今の説明については、よろしゅうございますか。県と市町村が、自治体として対等であれば、ということですよ。はいどうぞ。

(富田) すみません。鳥取市の富田です。鳥取市でも一応無料で、手話通訳者の派遣はしておりますが、やはり、個人的なこと、内容を聞きまして、個人的なことですね。政治的なこと、営利目的、それから宗教等、派遣ができない場合もございます。いつでもどこでもという場合でも、なるべく、ご意見通りに派遣するようにはしているんですが、時間帯とか、手話通訳者の関係もございまして、全てが100%って言われると、ちょっと自信が無いところもございまして。鳥取市の場合もそうなんですけども、他の市町村全てがそれぞれに、事業を行っておりますので、ほかの市町村が、どうかは、ちょっとわかりませんし、それぞれに単価等も違いますし、交通費がある場合もございまして、

ない場合もございます。他県に渡る場合も、事情等をお聞きした上で、どうしても必要であろうという場合には、派遣している場合もございます。というような状況です。
はい。

(小林) はいどうぞ。

(石井) 日本財団の石井です。今のいつでもどこでも、ということと、先ほどの教育面における手話に関する環境の整備の西滝委員の資料の「ア」に書いてある中で、手話で学ぶことに対する障壁となるものがある場合という文がありますけども、学校の授業で、聞こえない人が、たぶん高校とか大学のレベルになってからだと思うのですが、手話通訳者を付けてほしいというようなリクエストが出た場合は、今現状はどのようなになっているか、ちょっと教えて頂ければと思います。

(小林) どなたへのご質問ですか。

(石井) すみません。県と市と。

(小林) はい。じゃ、県と市と、それから全日本ろうあ連盟の二人にお伺いしたいと思います。

(日野) 細かいところは、よく知らないのですが、例えば大学の話、鳥大の先生に聞いた話を申しあげますと、ろうの方が入って来ると、学生ボランティアを募って、その人にノートテイクをしてもらって、支援をしているという発言を聞いたことがございますので、逆にいうと、それで行くと、その県とか市町村の派遣対象、派遣が行われていないということでは、ないかなというふうに思います。

(後藤) はい。鳥取聾学校です。先日、本校の子ども達が、鳥取環境大学の学校訪問に行きました。そのときに、今、ろうの生徒が2人、環境大学に一年と二年に居ます。聞いてみると、通訳とノートテイクは保障されていたと。ただそれが、課長おっしゃったようなボランティアだと思います。手話通訳の方々が来てということは、ないと思います。鳥大には、そういう生徒は居ないというふうには、聞いています。

(小林) はい。富田委員。

(富田) 鳥取市の富田です。申し訳ありません。学校の方から依頼を受けたというのは、私は聞いたことがありません。

(小林) はい。

(西滝) 確かに、高校で手話通訳が付いたという話は、私自身もちょっと承知をしております。多分ないだろうと思っているんですけども、ただいくつかの新しい例がありますので、紹介をしますと、先生が、ろうの教員が増えています。例えば熊本県の高校に、ろうの先生が手話で教えていらっしゃるという例があるんですけども、手話で教えているんですね。聞こえる高校生を対象に手話で教えますので、生徒が手話を覚えて、学ぶという形、そのようなスタイルができています。そして、大阪の小学校なんですけれども、難聴学級、親学級というところがあるんですけども、実際そこにも、ろうの教員が居まして、難聴学級をもっているという。難聴児が、手話で勉強がなされていて、そして、そのまま親学級でも両親が手話を覚えて、ともに学んでいるという形が、できてきているということがあります。ですから、これからインク

ルーシブ教育になって、また先生方の異動もこれからも出てくると思います。ろうの教員が、聾学校だけに在籍するということが難しくなっているということがありますので、さまざまな形が生まれそうな予感はあるんですけども。

(小林) はい。ありがとうございました。今のような情報提供でよろしいですか。はい。その他の項目も含めて、ご意見ございますでしょうか。はいどうぞ。

(大谷) はい。商工会議所の大谷です。8番の項目までは、問題なかったというか、実はこの条例の案ができましたら、あとで県のほうから説明があると思いますけども、県民への説明というか、これから改めて、意見を聞くというかっこうになるろうと思います。そうした中で、我々、一県民として考えたときに、役所の条例とか、そういうものは、なかなかわかり辛い。一般市民にとって、難解な文書であるというか、とっつきにくいというのが、先に来ると思うんです。そうしたときに、先ほど、聴者とか、健聴者、それから条例等によくある、何々等というかっこうで括ってしまう。そういうのを一般県民から見たときに、わかり辛いんじゃないかなと、いうことがあるので、やはり専門家の皆さんとか、そういう方、我々も含めて、条例案を研究しているんですけども、やはり皆さん、県民の皆さんなり、一般の方が見たときに、よくわかるような文章にしとかなないと、理解が得られないというか、条例自体が広まらないということがあろうと思います。法律とか条例というのは、堅苦しい言葉で書いてあるのが、いかにももつともだ、みたいなことじゃなくて、鳥取県初のこういう手話言語条例というものですから、ある面、もっと平たい言葉って言ったらおかしいですけども、やはりそういうもので作って行くということを忘れてはいけないのかなというふうに、ちょっと感想って言ったらおかしいですけども、文言の細かいところに入って行けば行くほど、わかり辛くなるということは、我々も注意していかなきゃいけないのかなと思いました。以上です。

(小林) はい。ありがとうございます。できるだけ情報をわかりやすくするというのは、もちろんだと思いますが、おそらく国の法律でも、条例でもいわゆる一つの作り方というのがあって、どうしてもわかり辛い表現になったりする部分があるんだろうと思いますが、仮にわかり辛い文章、条例上は、そうであっても、いわゆる解説とか、「等」は何を指しているんだよと言ったような、解説を別途付けるとかといったようなことが必要なかなと思います。はい。ありがとうございました。そのほか、はいどうぞ。

(中西) 中西です。条例にあるかどうかは、ちょっとわかりませんが、医療面におきましてなんですが、例えば、赤ちゃんが生まれたときに、聞こえないということがわかったときに、病院の医師、医療のリハビリが進むと思うんですけども、言語面でのことが非常に弱いのではないかなというふうに思います。子どもが聞こえないということがわかった時点の情報提供での支援とか、相談支援ですとか、そういったことに関する情報がどこにもないというように、逆にあれば、ここですということをお教え頂ければと思います。もしなければ、そういった文章を盛り込んで頂きたいというふうに思います。医療についての考え方ではなくて、言語面について、聞こえなくてもキチ

ンとそれを受容でき、手話があるということを知る。そして支援をする。それを強化できる文章があるとありがたい。それから、ろう児または保護者、ろう者に相談できる場所というのが、ほとんど現状ではありません。例えば、ふくろうのようなところに相談に行かれる場合もあると思うんですが、各市町村で、相談できる場というのは、市町村の中ではないと思うんですね。そこには、手話通訳と一緒に行かなければいけない、というふうになると思うんですが、やはり手話でできる相談、手話で相談を受ける場所が各所にあるというふうになると非常にありがたいというふうに思います。そういった文面があれば、教えて頂きたいと思います。どこに当てはまるのか教えて頂きたいと思います。

(小林) はい。じゃあ、事務局お願いいたします。

(日野) はい。障がい福祉課長の日野です。事務局のほうの資料の6ページをご覧いただきたいと思います。まず、赤ちゃんが聞こえないというときに、言語面での支援という話がありました。そこにつきましては、実際には、鳥取聾学校さんが、例えば県立の中央病院とかで生まれたお子さんにそういったものがあれば、聾学校さんのほうに情報が来て、そこで聾学校の地域支援部さんが支援に入っていくという形に今なっております。それを今度施策のほうで、8ページのほうですね。1の(1)の①。鳥取聾学校で実施している0歳からのろう児、親への支援というのが、地域支援部の充実というところなんです。ここが今回さらに充実していきたいというところでございます。それとあともう一点。ろうの方の相談ができるような場所があまりないなという話でございます。ここにつきましては、現在、今、ろうあ関係者等、あと県と市町村で、聴覚障がい者の情報センターを各県域、東部、中部、西部に設置をしようという形で、今、協議を進めているところでございます。そこでは、もちろん手話通訳者の派遣みたいな話もありますし、ろうの方、聴覚障がい者の方への相談機能なんかも持って頂くことになると思いますけれども、そこは、この素案で言いますと、6ページの9の③番ですね。③番の3行目の真ん中くらいから、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点を支援するなどというところ書いているつもりでございます。あと、9ページの施策の方で言いますと、9ページの上から5行目くらいに、②番として、聴覚障がい者センター(仮)への支援というところも施策の中に盛り込んで対応していくことを考えているところです。

(小林) 中西委員のご質問について、事務局からお話がありましたが、わかりましたでしょうか。

(中西) はい。ご説明ありがとうございます。聴覚障がい者センターというのは、つまり聴覚障がい者の情報提供施設を建てる。その中で、例えば相談支援の機能が入っているということを検討しておられるということでしょうか。私ども、滋賀県の聴覚障がい者情報センターの相談員として私も業務をしておりますけれども、県の情報提供施設の役割と、それぞれ各市町村の支援の役割は、これを明確に分けております。それぞれの各市町村には、各市には、手話通訳が配置しておりますので、それぞれ支援はでき

ておりますけれども、相談内容によりましては、困難事例であるとか、そういった場合は、県の方へ、その内容がやって参ります。そして、私のほうが支援にあたるというふうにはしていますが、そういった支援が果たせる場合は、それぞれの市で対応してもらっています。鳥取県の場合には、県が市に支援するのではなくて、それぞれの市で、充実して頂くということは、重要ではないかというふうに思っておりますし、県と市の連携を取りながら、支援を充実させていくべきではないかと、ろう者として、そうすると、よりよく安全に暮らしていけるというふうにつながっていくと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えなんでしょうか。少しお話を伺いたいと思っております。

(小林) はい。どうぞ。

(日野) 障がい福祉課長の日野でございます。まさにそのあたりの聴覚障がい者のセンターにどのような機能を持たせて、県と市町村と役割分担をどうしていくのかというのは、今ちょうどやっているところなので、まだこれからの状況です。今回、中西委員からご指摘頂きましたので、その点を踏まえて、どういうセンターにしていくのかというところには、参考にさせて頂いて、そういう方向で、できるようにしていきたいというふうに思っております。

(小林) はい。

(中西) よろしくお願ひ致します。

(小林) よろしいですか。

(中西) ありがとうございます。

(小林) 市のほうの相談支援という意味では、いかがでしょうか。赤ちゃんで、そういった、ろうであるといったようなことがわかったような場合の相談支援。相談が受けられるといったようなことは、ありあますか。

(富田) 鳥取市の富田です。それは、生まれた段階ですので、また部署が違いまして、保健センター、地方保健センターとかそちらの方の役割になるのかなど。鳥取市の障がい福祉課では、派遣を委託しております鳥取市社会福祉協議会というのが、さわやか会館の中にございまして、そこに手話通訳者3名の嘱託職員さんが順番にそこにおりますので、そこで、相談等もお受けできますし、派遣の依頼もそこで受けて、派遣をしているようなところなんです。そのほかの活動もそこが中心になってしております。そのほか、FAXを使った情報誌のようなものも、月に何回か発行して頂いたり、さまざまな活動、中心になってして頂いたりしているような現状です。

(小林) はい。ありがとうございます。その他の項目で、ご意見ご質問、ございますでしょうか。はいどうぞ。

(石橋) 石橋です。9番の環境整備面についてですけれども、意見をさせていただきます。一番大切なことは、先ほど西滝委員からも意見がありましたように、例えば、自分自身が聞こえない、手話を習得していない、その結果、ろうの集団にも入ることができないという聞こえない方々が、実際、地域の学校に通われて、卒業したという実例が非常に

多くあります。また、子どもだけに限らず高齢者も同じなんです。例えば、以前、昔の口話教育の影響もあって、コミュニケーション面がなかなかうまくいかない。そして手話も習得しきれなかったという方。ろうあというか難聴の方に近いかも知れませんが、そのような方もいらっしゃるし、難聴の方もいらっしゃいます。また親の都合で、子どもの判断ではなく、親から言われるがまま、地域の学校にかかわらせて、通学をするという子ども達も実態としてあるわけです。一人一人が自分自身をキチンと受け止めて、手話が必要だと思って、自分の気持ちに、アイデンティティですね。そのあたり誇りを持って生きて行ける保障があるかどうか。そのあたりについても環境整備をして頂きたいと思っています。ではどうするかということですが、手話を知らない子ども。また手話を知らない聞こえない高齢の方々。また手話を知らない重複障がいのある方。さまざまな方々の手話を知らないということについての、手話を獲得する機会を、環境整備する必要があるのではないかと考えています。そしてまた、二つ目についてですが、音声言語の社会の中で、社会資源がありますが、やはり我々聞こえない、ろう者が使える社会資源というのは、非常に乏しいという現実があります。高齢化社会の中で、今日本は正にその時代を迎えていますけども、老人ホーム一つ、ホームヘルプ（ホームヘルパー）一つ。正直言って、ろう者が使いにくい現状があります。なぜかという、手話を使ってのコミュニケーションを取ることができないからですね。そこが一番の問題になる訳です。うちのセンターにも非常に多く相談が寄せられます。また、ろう者の中で、就労継続支援をするような施設ですね。ろう者に特化した施設というものがありません。また地域活動支援センターにしても同じなんです。ろう者が限定して活動できるという社会資源が今のところありません。ありませんので、仕方なく、手話はわからないというか、聞こえる方中心のそのような事業体の中に、例えば就労支援A型B型とか、地域活動支援センターなどがあるんですけども、そこにやむを得ず通うしかない。そして、手話も通じ合わず、言われることもわからず、自分の意思も伝わらないというそのような環境の中で、今事業が進んでいることについて、いかがだろうか考えるわけですね。ですから手話を使って、手話を言語として使える環境の中で、就労センターA・B、また地域活動支援センターなどの事業も進むということを条例に反映して頂ければと思っている。以上2点を検討してお話させていただきます。

(小林) はい。今の趣旨は、福祉施設等においても、手話ができる環境がないということですよ。いわゆるろう者のみが利用できるという、就労支援事業所といったようなイメージでしょうか。

(石橋) はい。具体的に説明しますと、今の障がい者総合支援法の中では、3障がいすべて一本化で、3障がいすべての方が使えるようになっていますね。知的・身体・精神、すべての方が使えるようにという、そもそもの法律の考え方がそこにあります。それは、あくまでもコミュニケーション面で、問題のない方たちを対象にしているわけなんですけども、その中に、やはり身体の中には、聴覚障がい。そしてその中に手

話を使うという方たちが含まれているんですけども、やはりその中では、コミュニケーションの枠として、除外されるわけですね。そのあたりについて、キチッと保障すべきではないかという観点から意見を致しました。総合支援法の中の漏れている面というふうにも感じているんですけども。

(小林) はい。事務局どうぞ。

(日野) はい。障がい福祉課長の日野でございます。まず一つ目、一点目は、例えば、ご高齢だけども、手話が獲得できていない方とか、あと、高齢じゃなくても手話を獲得できなくて、コミュニティに入り込めないような方に対して、手話が獲得できるような機会を提供するような施策をという話だったと思います。こちらは、新しいご提案ですので、ちょっと整理をさせて頂いて、どうするか、考えさせて頂きたいというふうに思います。あと二点目は、特に障がいのサービス。介護保険も含めてだと思いますが、ろうの方がちょっと使いにくいという話でございます。それで、これ制度上、そういうふうに、ろうの方専用というのが、ちょっとできるのかどうか、即答しかねますので、あれですけども。例えば事業所さんが、自分の事業所のセールスポイントとして、ろうの方を優先して受け入れますとか、ろうの方が使いやすいところですよというのは、たぶん問題ないと思うんですけども、例えば行政がそれをろうの方専用の物っていうのが、ちょっとできるのかどうか。ちょっと検討させて頂ければと思います。以上です。

(小林) はい。他の項目でいかがでしょうか。はい。戸羽委員さんですね。はい。どうぞ。

(戸羽) はい。戸羽です。先ほど、中西さんのお話にもありましたけれども、生まれたときに聞こえないと分かった時点で、どのようにするのかという、手話という言語があるということも情報提供が必要だというご意見がございましたけれども、それだけではなくて、実は私も仕事で相談員をやっております。先日ですけども、ろうの子どもが生まれたときにどうしようかというときに、聾学校が紹介されて、つながれているという話がありましたけれども、やはり親としては、聞こえない子どもが、将来どのような成長を遂げるのか。聞こえない方たちが成長されているイメージというものが、親としては、持ち得ていないということがあるようです。どうすることもできず、ただただ不安に思うだけという現状があるようです。ですので、手話が言語であるということ。それを紹介するだけに留まらず、将来成長するまでの支援ですね。すべてキチンとシステムと申しますか、整備が必要だろうと思っております。それと全日本ろうあ連盟の案についてですけども、9番の6。県は、事業者がろうを理解をし、ろう者である従業員が働きやすい職場環境の整備及びろう者が利用しやすい環境づくりを推進するために事業者を支援するなどの必要な施策を講じる。という案が出されています。この環境整備、明文化してあるという意味で、ぜひこれは、追加で盛り込んで頂きたいと思います。理由を言いますと、実は聴覚障がいのある重複障がいの方が、ろう学校卒業後、施設に入られるという方がいらっしゃいます。そのような方々が、長い間ずっと施設に暮らされるのに、せつかく手話を獲得していながら、手話を使う

環境がありません。そのような状況・ケースが何人かいらっしゃいます。手話を話すという手話を言語として使う力をお持ちではあるんですけども、手話を話す機会。そのようなものがないということが問題ですので、手話を使う環境を整えるということが必要だろうと思います。手話を使って生活ができるそのような環境整備ですね、そのあたりを県から何かしらの施策を作って頂けたらいいかなと思うんですけども。

(小林) はい。事務局お願いします。

(日野) はい。事業者さんの話のところで、連盟案の所は、細かく検討はまだしていませんけど、こういう趣旨のことは、入れた方がいいのかなと思っていますところ。その中で、施設に入所された方が、手話を使える環境がなくて、手話を忘れてしまうという話がありました。それで、施策のほうの事務局が配らせて頂いた資料の9ページ、それの上から7行目くらいに、④のところですね。企業等で実施する手話学習会の費用とか、手話検定受講料等の助成。これは、ろうの方を雇い入れるような事業者さんだけではなくて、例えば障がい者の方が入所されている施設を持っている法人とか、そういったところも対象に含めたいというふうに思っています。ですので、特に障がい者の方が使うような社会福祉法人さんなんかは、真っ先にこういうのをやって頂きたいなというふうに個人的には、思っておりますので、そういったところも手当てをしていきたいと思っております。

(小林) はい。ありがとうございます。予定をされた時間が残り少なくなっておりますけれども、いかがでしょうか。その他の項目でご意見。はい。どうぞ。

(戸羽) はい。今読ませて頂いて感じた事ですけども、「鑑み」という漢字が、漢字とひらがなが混在している部分があります。どちらか統一して頂いて、表現を決めて頂ければと思います。それと、事務局からの配布資料の3ページの部分。3ページの⑤の文章を見ますと、かんがみは、漢字になっておりますが、同じく3ページの5番のろう者の活動の部分を見ますと、ひらがなになっているというところがあります。文化としての手話のところも同様にひらがなになっている部分がありますので、統一をして頂けたらと思います。

(小林) はい。これはどちらかに。はい。

(日野) あの、細かいところで、いろいろ申し訳ない点ございまして、次回までにしっかりと詰めて参りたいと、修正すべき所は修正したいと思っております。それでちょっとよろしいですか。

(小林) はい。どうぞ

(日野) 西滝委員さんの連盟案に対してなんですけども、ちょっと今いらっしゃらないのであれなんですけども、3ページの④のところ、県の機関及びその設置する施設における合理的配慮というところで、県は、その機関及びその設置する施設において、ろう児及びろう者が手話をいつでも使え、手話により情報が入手できるよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすと言っております、

(中西) すいません。3ページの。

(日野) はい。3ページの9の④番ですね。ここで、ろう児及びろう者が、手話をいつでも使え、手話による情報入手できるというふうに書かれておりまして、率直に申しあげて、「あ、ちょっと厳しいな。」というのが実際のところをございまして、というのは、正直申しあげますと、県庁職員の中で、手話を自由自在に使いこなせる方は、多分聾学校の、ろうの先生くらいで、例えば、情報の伝達手段を手話に限らない形で、文字情報とかも含めてということであれば、それは多分やるべき、ある程度できるのではないかと思うんですけれども、情報提供手段が手話という形で限定されると、合理的に配慮と書いてはいるものの、ちょっと現実問題、厳しいなと率直に思っている所でございます。以上です。

(小林) 西滝委員さんはさきほど帰られたようです。

(中西) すいません。中西委員ですけれども、(西滝委員は)途中で退席されておりまして、申し訳ありませんでしたとおっしゃっています。

(小林) はいどうぞ。

(中西) 中西です。西滝委員の発言のとおりですけれども、県の機関において、また、設置している施設における合理的配慮というところ、その部分についてですけれども、我々の理想の姿というところでしょうか。短期的な目標では、これは決してありませんで、長期的な目標の部分、それを文面に加えて頂きたい。そうして頂ければありがたいと思っております。今すぐは無理ということではなくて、今無理だからという結果ではなくて、その部分を残しておいて、長期的な目標を持って、段取りを進めていく。そうして頂ければ、非常に幸いです。

(小林) はい。西滝委員さんの、最初のご説明のときに、全国のモデルになるようにという意味での提案だということがありましたので、そういう趣旨かと思えますけれども、実際にこの鳥取県の条例の中で、どう変えていくのかという点は、今後、一度事務局で、再検討して頂いて、次回が研究会としては、一応最後になると思えますけれども、そこでももう一度議論をさせて頂きたいと思えます。

(石橋) すみませんもう一つ。

(小林) どうぞ。

(石橋) 話に追加をさせて頂きたいんですけれども、先ほど、西滝委員の提案の内容で、追加で、中西委員、そして私からもぜひ賛成をするという意見を言わせて頂きたいんですけれども、この鳥取県の公務員。職員ですね。あいサポート運動が始まる前と後では、大きく職員の姿勢が変わっております。手話を習慣的に使うということ。あいさつを手話ですということは、非常に広まっています。非常に県庁職員の中で、関係施設、その他の職員にもあいさつを手話ですということが、ずいぶん広まって来ています。仕事が終わったあとも、ご自身の努力で、手話講座に通われるという方も、話に聞いています。そのような取組みが、他の県にはないんですね。そのようなことも、やはり条例に盛り込んで頂きたい。そういう県職員のレベルでもがんばっているということですね。そのあたりをモデル的にも、条例に出して、全国的にも参考にして頂くと

いうこともありますので、ぜひ、このままの文章を盛り込んで頂ければと思っています。

(小林) はい。いかがでしょうか。事務局、何かお考えがありますか。

(日野) あいサポート運動の話がございました。実を言いますと、この条例が整えば、9月議会に提出することになると思うんですけども、やっぱり仮に成立するという話になると、やっぱり県庁が主導してやっている話なので、まず隗より始めよじゃないですけど、県庁職員としてもやっぱり、手話に関する取組みをもう一回やらなきゃいけないのではないかなと、問題意識としては持っております。ちょっと条例のここどうするかちょっとあるんですけども、県庁としてはやっぱり率先して、そういった手話のところをやって行かなきゃいけないだろうと、私も手話講座で勉強させて頂いていますので、引き続き努力して行きたいというふうに思います。以上です。

(小林) はい。ありがとうございます。時間としては、あと5分くらいなんですけど、この条例のことで、ずっと議論してきましたけれども、もう一つ手話の支援に関する環境の整備等、具体的な施策の点で、たくさん書かれていますけども、この中身について、何かご意見なりご質問ございますでしょうか。例えば、手話教育推進コーディネーターの配置というのは、先ほど課長から説明がありましたけれども、これは全国的な制度ではなくて、鳥取県独自で、こういったコーディネーターを配置して行きたいというお考えでしょうか。

(中西) すいません。それはどちらの文章になるのでしょうか。

(小林) すいません。本資料といいましょうか。その8ページです。鳥取県手話言語条例(素案)の施策規定に対応する手話関連施策(案)の1の(2)の①。わかりましたでしょうか。

(中西) はい。わかりました。

(山本) 県の教育委員会の山本です。今のご質問について、お答えをしたいと思います。まだこれ、こういうことが必要なんではないかと考えておりますけれども、要するに、聾学校以外の学校で、こうした、ろう及び手話に関する理解を広めて行こうとすると、要は、教員に対して、例えば、こういう機会を利用して、こういうふうに教えていたらいいですよという、何かの指導書みたいな物が必要になってくるであろうということで、通常はそういったものは、県には指導主事という役職の職員が居て、基本的には、国が示し、それを少しかみ砕いたかっこうで広めていくんですけども、この手話に関しては、そういうものがない状態でスタートしないといけない。そうすると、ある一定のそういった専門家の方にお力を借りて、そういうものを作っていく必要があるだろうなというところからの発想です。

(小林) はい。ありがとうございます。そのほか、施策に関連して、皆さんご意見なりご質問。はいどうぞ。

(中西) 中西です。先ほどおっしゃっておられたように、教育委員会の方の意見、私も賛成です。同意見です。各学校の中で、小・中・高、各学校の連携と言いますか。その子ど

もに教えるための指導者に対する、子どもに対する教材と、または、教員に対する教材というのは、分けて進めることについては、私も同感です。滋賀県の場合ですと、その通訳の教職員の小・中学校の障がい児教育の担当の先生、または、指導主事の方、そういった方の代表の方に集まって頂いて、年に一回なんですけれども、45分間という時間で、聴覚障がいについて、または、手話について、それからコミュニケーション。そういったことについてのお話をする時間を頂いて、私のほうが、啓発普及活動をしております。さらに子どもにもまた伝えて頂くように、理解を広めていく取組みをこの度始めたばかりなんですけれども、実はこれがなかなか教職員の方々、固定観念が強すぎるのか、なかなかちょっと非常に、なかなか意識を変えて頂くというのに、非常に課題を残しているという現状があるんですが、例えばある小学校に行って、手話の研修を開こうと思っても、子どもは一生懸命に実際見て聞いてくれるんですね。ただ、先生方が寝ておられるとか。そういった非常に、先生の方が聞かないというような姿勢。そういった課題、問題もいくつかありました。こういったところが、なかなか教員に対する、どういうふうに指導していくのかというのは、課題が残っておりますので、そのあたりは、この鳥取県におきましては、また強く強化して頂いて、より良い指導書を作って頂きたいと思っております。そして、小・中の生徒には、手話に対するテキストが、全日本ろうあ連盟のほうから出版されておりますので、そういった物も参考にさせて頂ければ、ありがたいというふうに思います。よろしくお願致します。

(小林) はい。ありがとうございました。時間の方が、ちょうど今3時ですけれども、言っておきたいという方がありましたらどうぞ。よろしいですか。はい。それでは、ないようでございますので、今日も非常に活発なご意見を頂きました。ありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。最後に事務局から、次回、8日の内容なり、それ以降の今後のスケジュール等で、説明して頂くことがありましたら、おっしゃってください。

(日野) はい。次回の第4回の研究会は、8月8日、午後1時から、とりぎん文化会館の第4会議室。前回、第2回に開催したところでございます。ここで取りまとめができれば、まとめをしたいなと考えているところでございます。ただ当初、手話言語条例研究会を始めたときは、ここで、その条例案も含めてとちょっと考えていたんですけれども、この9月議会の日程に提出ということになると、ちょっとそこまでに、条例がパシッとできているかどうかと言われると、ちょっと微妙なところですので、条例の話もちょっとしながら、今回の今日の第3回の研究会でのご議論を踏まえた修正案を含めて、報告書みたいなかたちで、ちょっと取りまとめた方がいいかなというふうに考えているところでございます。そういった感じで、第4回目を進めさせて頂ければと、考えているところでございます。

(小林) ということで、もしそういう取りまとめができれば、それを元にして、パブリックコメントというふうにやって行きますか。

(日野) パブリックコメントの方は、実を申し上げますと、細かい中身を示すものではなくて、概略でございます。こちらにつきましては、だいたい柱は固まっているかなという状況なので、こちらは早ければ今週末とか来週頭くらいからパブリックコメントはやりたいなど。その中で色々ご意見を含めて、8日に間に合えば、お示しをさせて頂ければと思います。あと、今日一応お配りしている資料の中に、8月10日に県民向けの説明会をやろうかなと思っております。というのもパブリックコメントは、ホームページというかたちになるので、ホームページを見られない方に対しての説明の機会もあったほうがいいかなと、いうことで、こういったこともやりながら、県民の皆さまのご意見も含めて、最終的な条例案にして行きたいというふうに考えているところで、以上です。

(小林) はい。今日は、チラン様のものが、資料に入っていますけども、8月10日にこの条例案の説明会を、これは倉吉ですね。中部で行うというふうに設定をされております。はい。ということで、今日の議論を踏まえまして、改めて次回、修正といいたいまいしょうか、最終の検討の機会を持たせて頂くということにしたいと思っております。これを持ちまして、閉会を致します。どうもありがとうございました。